## 前代未聞の恥ずべき暴挙

2019年5月21日、長崎県収用委員会は、石木ダム建設用地の全ての土地を県が手に入れることのできる「収用裁決」を下しました。6月3日、その裁決を県は受理。「公共事業」という名の下で、13世帯約60人もの人々の暮らしが破壊されようとしています。県民を守るがはよる前代未聞の暴挙です。ふるさとを守るため、半世紀にわたって、協することは、私たち自身の人権を守る事であり、民主主義社会を守ることです。
多くの団体・個人が力を合わせ、長崎県政の過ちを未然に防ぎましょう。7月30日が、そのキックオフとなるように願っています。

石木ダムの強制収用を許さない

# 長崎県庁行動

**4**前10時 火火

長崎県庁ロビー集合

- ●呼びかけ 石木ダム建設絶対反対同盟/石木ダム建設に反対する川棚町民の会/石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会/石木川まもり隊/水問題を考える市民の会/石木川の清流とホタルを守る市民の会/いしきを学ぶ会/子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
- ●連絡先 田代(石木川の清流とホタルを守る市民の会) 090-9608-4333・095-898-4034(FAX)

# 「強制収用」取り下げよ! (7.30長崎県庁行動の呼びかけ)

2019年5月21日、長崎県収用委員会は、ついに石木ダム建設用地の全ての土地を県が手に入れることのできる裁決を下しました。いわゆる収用裁決です。

6月3日、その裁決を県は受理しました。このまま私たちが何もしなければ、長崎県は収用手続きを進め、期限(9月19日)が来ると、すべての土地・家屋等の所有権は国に移り、県によるダム建設が可能になります。(家屋の明け渡し期限は11月18日)住民がどんなに反対しても、また、補償金を一切受け取らなくても、個人の土地が行政によって奪われてしまいます。いわゆる強制収用です。

「公共事業」という名の下で、13世帯約60人もの人々の暮らしが破壊されようとしているのです。

石木ダムは、治水面でも利水面でも、既に必要性が失われています。どんなに県や佐世保市が必要性を主張しても、私たちはいま石木ダム無しで暮らしています。何も困ってはいません。必要性のないダムに巨額の税金を投じるのは次世代へのツケを残すだけです。

しかし、行政は一度決めた事業は何が何でも成し遂げようとします。そのために、強制収用という人権侵害を犯そうとしています。前代未聞の恥ずべき暴挙が、ここ長崎県でおこなわれようとしています。

ふるさとを守るため、自分自身の人権を守るため、半世紀にわたって闘い続けてきた こうばるの皆さんを応援することは、私たち自身の人権を守る事であり、民主主義社会 を守ることです。

7月30日(火)の県庁行動に是非ご参加ください。多くの団体・個人が力を合わせ、 長崎県政の過ちを未然に防ぎましょう。次世代へ、より良い長崎を手渡すために、共に 手を繋ぎましょう。7月30日が、そのキックオフとなるよう、ご理解、ご協力をよろし くお願いいたします。

#### ●呼びかけ団体

石木ダム建設絶対反対同盟 石木ダム建設に反対する川棚町民の会 石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 石木川まもり隊 水問題を考える市民の会 石木川の清流とホタルを守る市民の会 いしきを学ぶ会 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

●連絡先 石木川の清流とホタルを守る市民の会・田代 090-9608-4333 (携帯) 095-898-4034 (FAX)

## 「強制収用」の取り下げを求める長崎県庁行動(要綱)

- ○と き 7月30日 (火) 午前10時
- ○ところ 長崎県庁(\*ロビー集合)
- ○幟(のぼり)、横断幕等をお持ちの団体・個人はご持参ください。
- \*長崎県に対し「強制収用」の取り下げを求める申し入れ行動を行います。 遅くとも午後3時頃までには終了予定ですが、各自、昼食のご用意をお願いします。
- \*なお、午前7時50分頃から県庁玄関前で長崎県職員の皆さんへのビラ配りも予定しています。ご都合のつく方はご協力下さい。
- \* 当日の集会・交渉などの進行・連絡は呼びかけ団体の事務局で行います。ご協力をよろしくお願いします。
- \*お問合せ先(事務局)

090-9608-4333 (携帯) 095-898-4034 (FAX) 石木川の清流とホタルを守る市民の会・田代

### 県庁行動・送迎バスのご案内

\*佐世保市および川棚町方面から県庁へ向かわれる方の為の送迎バスを運行します。 乗車をご希望の方はお早めにお申込み下さい。

「強制収用」の取り下げを求める長崎県庁行動・送迎バス係

・電話でのお申し込み 川棚方面の方 090-4519-2528 (炭谷)

佐世保方面の方 090-6171-5810 (松本)

・FAXでのお申込み 0956-37-9739

## 「強制収用」の取り下げを求める長崎県庁行動・バス乗車申込書

( ~	長崎県庁)	申込約	帝め切り しゅうしゅ	
(参加者名)				
(団休夕)				٦
			-	
(担当者名)				
(TEL)			-	

「強制収用」の取り下げを求める長崎県庁行動・送迎バス係

・電話でのお申し込み 川棚方面の方 090-4519-2528 (炭谷)

佐世保方面の方 090-6171-5810 (松本)

・FAXでのお申込み 0956-37-9739